

羽曳野市農業委員募集要項

(令和8年改選用)

1. 募集の背景と目的

現在、日本の農業は担い手の減少や耕作放棄地の増加といった課題に直面しています。国が進める「地域計画」や「農地利用の最適化」を強力に推進するため、現場の声を反映し、次世代に優良な農地を引き継ぐ熱意ある農業委員を募集します。

2. 募集人数(女性や青年農業者の積極的な応募を推奨しています。)

14名

3. 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

4. 委員の身分

羽曳野市の特別職の非常勤職員

5. 職務内容

①地域計画の策定・実行への参画

10年後の農地利用の姿を描く「地域計画」をより現実的で実行可能なものに進化させることの策定に向けた協議への参加。

②農地利用の最適化の推進

担い手への農地集積・集約化、遊休農地や耕作放棄地の発生防止・解消。
新規就農者の確保・指導・育成及び監視業務等。

③農地法等に基づく審査

農地の権利移動や転用許可案件の合議・決定。

④認定農業者等との連携

地域農業のリーダーや関係機関とのネットワーク構築。

6. 委員報酬

月額 25,000 円(会長については 30,000 円)

7. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

地域農業の維持・発展に高い意欲と責任感を持っている方。

中立・公正な立場で、農地の適正な利用について判断ができる方。

農業経営の法人化やスマート農業の実装など、新しい農業の形に理解がある方。

※次のいずれかの欠格事由（破産者、拘禁刑以上の刑に処せられている者等）に該当しないこと。

- （１） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （２） 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- （３） 羽曳野市暴力団排除条例（平成２４年羽曳野市条例第１７号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）

８．推薦及び応募に係る手続き等

（１）に定める指定様式に必要事項を記入の上、（２）のＡからウまでに掲げる添付書類を添えて、郵送又は持参により土木部農とみどり推進課まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しません。また、農地利用最適化推進委員にも申込みできませんが、兼任はできません。

（１） 提出書類

農業者、農業者が組織する団体その他の関係者のうち、個人である者が推薦する場合	羽曳野市農業委員候補者推薦書（個人用） （様式第１号）
農業者、農業者が組織する団体その他の関係者のうち、法人又は団体であるものが推薦する場合	羽曳野市農業委員候補者推薦書（法人・団体用） （様式第２号）
推薦がなく応募する場合	羽曳野市農業委員候補者応募申込書 （様式第３号）

（２） 添付書類

- ア 推薦を受ける者又は応募する者の住民票（本籍と戸籍の筆頭者が記載された発行後３ヶ月以内のもの）
- イ 推薦を受ける者又は応募する者が農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第４項の規定の適用を受けず、農業委員の資格を有する者である旨を記載した誓約書及びその旨を市長が確認することの同意書
- ウ 推薦を受ける者又は応募する者が暴力団員等に該当しない者である旨を記載した誓約書及びその旨を市長が確認することの同意書

９．推薦及び応募の受付期間

令和８年３月２日（月）～ 令和８年３月３１日（火）※必着

持参される場合は、市役所開庁日の午前９時から午後５時３０分までに提出してください。

１０．評価方法

羽曳野市農業委員候補者評価要領に基づき評価委員会を開催し提出された書類を基に評価を行います。市長が、評価委員会の評価を参考に農業委員とすべき者を決定し市議会の同意を得て農業委員を任命します。

※推薦を受ける者又は応募する者が定数の範囲内であれば評価委員会を開催しない場合があります。

1 1. 情報の公表

- 推薦した者（個人である場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- 推薦した者（法人又は団体である場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名構成員の数並びに構成員の資格及び要件
- 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別及び経歴並びに農業経営の状況及び認定農業者かどうか否かの別
- 推薦又は応募の理由
- 推薦した者が推薦を受けた者を農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募した者が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者の数
- 応募した者の数及びそのうち認定農業者の数

1 2. 問合せ及び提出先

羽曳野市土木部農とみどり推進課（本庁2階）

〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1

電話 072-958-1111 内線（2763）

..